

社会福祉法人青山里会 次世代育成支援「一般行動計画」

1. 行動計画

職員の仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する

2. 計画期間

令和 7 年 5 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日

3. 目標と取組み内容・実施時期

目標 1: 年次有給休暇の取得率を 70%とする。(年度末在籍者)

(式) 全取得日数／全付与日数(繰越日数を含まない)×100(%)

【令和7年5月1日～令和8年3月31日】

年次有給休暇の取得状況を把握する

【令和8年4月1日～令和9年3月31日】

年次有給休暇の取得向上計画(法人・事業所・部門別)策定協議

【令和9年4月1日～令和11年3月31日】

年次有給休暇の取得向上計画の実行と職員への啓発活動

目標 2: 所定外労働時間を 30%削減する。(年度末在籍者)

【令和7年5月1日～令和8年3月31日】

・ 所定外労働時間の状況を把握する

【令和8年4月1日～令和9年3月31日】

・ 所定外労働時間の削減計画(法人・事業所・部門別)策定協議

【令和9年4月1日～令和11年3月31日】

・ 所定外労働時間の削減計画の実行と職員への啓発活動

目標3: 計画期間内の男性労働者の平均育児休業取得率100%を維持する。

【令和7年5月1日～令和11年3月31日】

・ 制度の対象者、取得可能期間、給付金、申請方法などを定期的にイントラネット、社内報、説明会などを通じて周知する。

・ 男性社員の育児休業取得状況や、制度の利用状況を定期的にモニタリングし、課題や改善点がないかを確認する。

【令和 8 年4月1日～令和 9 年3月31日】

・ 実際に育児休業を取得した男性社員の体験談やインタビューを社内広報誌やウェブサイトで積極的に紹介し、「男性も育休を取るのが当たり前」という企業文化を醸成する。

【令和 10 年4月1日～令和11年3月31日】

・ 育児休業期間中の社員の業務を他の社員で無理なく分担できるような業務体制の構築や職種によりテレワークなど柔軟な働き方を推進し、育児休業後のスムーズな職場復帰を支援する。

以上。